

## 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業 提案書作成要領

### 1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業

### 2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり。

### 3 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法
令和5年5月11日（木） 12時（正午）まで（必着）	「参加意向申出書」等提出期限	持参又は郵送
令和5年5月12日（金）	「提案資格確認結果通知書」送付	電子メール及び郵送
令和5年5月15日（月） 12時（正午）まで（必着）	「質問書」提出期限	電子メール
令和5年5月17日（水）	「質問回答書」期限	電子メール ※質問なしの場合送信なし
令和5年5月25日（木） 15時まで（必着）	「提案書」提出期限	持参又は郵送
令和5年5月31日（水） （予定）	「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業」プロポーザル評価委員会 （ヒアリング）	/
令和5年6月上旬（予定）	脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会付議（事業実施候補者の特定）	/
令和5年6月上旬（予定）	「結果通知書」送付	郵送

### 4 参加資格要件

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争有資格者名簿（物品・委託等）において「看板等表示器具」及び「広告」に登録が認められた者であること。ただし、「参加意向申出書（様式1）」を提出した時点で本条件について申請中であり、事業実施候補者を決定する期日までに登録の完了が見込まれる場合はこの限りではありません。

- (3) 市内事業者又は準市内事業者であること。
- (4) 「参加意向申出書（様式1）」の提出期限から事業実施候補者の特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (5) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間において、病床数300床以上の病院における広告付周辺案内地図設置事業の実績を有するものであること。

## 5 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加する意向のある事業者は、下記の書類を提出してください。

- (1) 提出期限：令和5年5月11日（木）12時（正午）まで（必着）
- (2) 提出方法：持参又は郵送
- (3) 提出書類
  - ア 参加意向申出書（様式1） 1部
  - イ 業務経歴書（様式2） 1部
  - ウ 入札参加資格審査申請書の写し 1部

（ウについては横浜市一般競争有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていない者に限ります。）

### 《注意事項》

- ・手書きで記載する場合は、全て消えないボールペンで記載してください（鉛筆書き、消えるボールペンの使用は不可とします）。
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けることとします。
- ・郵送の場合は、封筒等に「参加意向申出書在中」と記載してください。また、発送後に必ず提出先に電話又は E-mail にて連絡してください。
- ・持参する場合は、平日の9時から12時、又は13時から17時の間に提出してください。

### (4) 参加資格確認結果の通知

「参加意向申出書（様式1）」を提出した全ての事業者に、「参加資格確認結果通知書（様式3）」を書面により通知します。

ア 通知日：令和5年5月12日（金）

イ その他

- (ア) 参加資格を満たす者には、「プロポーザル関係書類提出要請書（様式4）」を併せて書面により通知します。
- (イ) 参加資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発した日の翌日を起算日として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）により定められる休日（以下、「休日等」とします）を除く5日後の17時までに「参加意向申出書（様式1）」提出先あてに提出してください。病院事業管理者は、上記の書面を受領した日の翌日を起算日として休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

## 6 質問について

本作成要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書（様式5）」を提出してください。質問内容及び回答については、参加資格を満たす者であることを確認した全ての事業者に対し、「質問回答書（様式6）」にて通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和5年5月15日（月）12時（正午）まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（送信形式はテキスト形式とし、質問書を Word 形式で添付してください。）
- (3) 回答送付日 令和5年5月17日（水）まで
- (4) 回答方法 電子メール（質問なしの場合、送信はありません。）

## 7 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和5年5月25日（木）15時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出書類
  - ア 提案書（様式7） 1部
  - イ 会社の概要が分かるもの（パンフレット等）（任意様式） 8部
  - ウ 入札（見積）書（賃借料及び広告料の月額）（様式8） 1部
  - エ 企画書（任意様式） 8部

《企画書の必須記載事項》

- (ア) 企画概要及びPR
- (イ) 設置イメージ図
- (ウ) 設置までのスケジュール（広告主募集、搬入設置等）
- (エ) メンテナンス体制（地図の更新方法、作業内容、頻度等）
- (オ) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間における同種又は類似業務の実績（事業年度、自治体名等）
- (カ) 自社の広告審査基準の有無（ある場合はその概要も）
- (キ) 広告内容等に問題がある場合の対応（対応までの日数等）
- (ク) 安全対策（設置・施行方法、転倒防止策、悪戯防止策等）
- (ケ) 掲出期間における収支計画

オ 企業としての取組確認票（様式9） 8部

カ 企画書（データ版） 1部（DVD-R） ※全てPDF形式とすること。

《企画書に係る注意事項》

- ・用紙の大きさは原則A4縦、横書き、左綴じ、両面印刷としてください。
- ・手書きで記載する場合は、全て消えないボールペンで記載してください（鉛筆書き、消えるボールペンの使用は不可とします）。
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けることとします。
- ・郵送の場合は、封筒等に「提案書在中」と記載してください。また、発送後に必ず提出先に電話で連絡してください。
- ・持参する場合は、事前に電話連絡の上、平日の9時から12時、又は13時から17時の間に提出してください。

(4) その他

- ア 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とします。
- イ 所定の様式等以外の書類については受理しません。
- ウ 提案書提出後、病院事業管理者の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- エ 提出された書類は返却しません。
- オ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- カ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認めません。

8 辞退について

「参加意向申出書（様式1）」提出後、又は「参加資格確認結果通知書（様式3）」の受領後に辞退する場合は、「入札辞退届（様式10）」を書面にて提出してください。

9 5～8の提出先

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課経営企画係  
〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号 2階 総務課  
電話番号：045-753-2578／FAX番号：045-753-2859  
E-mail：by-no-keiei@city.yokohama.jp

10 プロポーザルに関するヒアリング

- (1) 実施日時 令和5年5月31日（水）（予定）、1者あたり20分程度（質疑応答含む）
- (2) 実施場所 〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号  
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター2階会議室

(3) 実施方法

ヒアリング時は提案書を使用し、口頭で説明を行うこととします。その際、会場に設置するディスプレイにて動画やウェブサイト等を表示して説明に補足することはできますが、提案書に記載のない内容については認めません。また、資料の変更・追加は認めません。

(4) 機材等

ノートパソコンの持込みを可とします。会場に設置されている大型ディスプレイ（85V型、インターフェース：HDMI端子）は使用可としますが、その他の機材は使用不可とします。

(5) 出席者 3名以下で必要最小限としてください。

(6) その他 時間・場所等の詳細については、別途通知します。

## 11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

### (1) プロポーザルの実施、事業実施候補者の特定に関すること

名 称	脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会
委 員 長	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター医事課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課庶務係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター経営企画係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課物品管理係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課施設係長
委 員	その他委員長が必要と認める者

### (2) プロポーザルの評価に関すること

名 称	「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター広告付周辺案内地図設置事業」プロポーザル評価委員会
委 員 長	脳卒中・神経脊椎センター管理部長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター医事課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課庶務係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課物品管理係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課施設係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター医事課企画調整係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室地域連携係長

## 12 評価基準について

別紙「提案書評価基準」のとおり

## 13 結果の通知

提案書を提出した全ての事業者へ、特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書（様式11）」を書面により通知します。

(1) 通知日 令和5年6月上旬（予定）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発した日の翌日を起算として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）により定められる休日（以下、「休日等」とします）を除く5日後の17時までに「参加意向申出書（様式1）」提出先まで提出してください。病院事業管理者は、上記の書面を受領した日の翌日を起算として休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

## 14 その他

### (1) 提案書及びその他の提出書類の取扱い

- ア 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定のみで使用し、提案者に無断で他の用途に使用することはありません。
- イ 提案書及びその他の提出書類を公開する必要がある場合、提案者と協議を行うことがあります。
- ウ 提案書及びその他の提出書類は、事業実施候補者の特定を行うために必要な範囲について複製を作成することがあります。

### (2) プロポーザル手続における注意事項

- ア プロポーザルの実施のために本市から提供された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- イ 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会において特定を見合わせるがあります。
- ウ プロポーザルは、事業実施候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- エ 事業実施候補者として特定された者と病院は、後日、本作成要領、業務説明資料及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で行政財産賃貸借及び広告に関する契約を締結します。なお、賃貸借及び広告の条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- オ 「参加意向申出書（様式1）」の提出後、事業実施候補者の特定の日までの手続き期間中に、前述の「4 参加資格要件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、その者が事業実施候補者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行います。

### (3) 無効となるプロポーザル

- ア 提案書の提出方法、提出先、及び提出期限に適合しないもの
- イ 提案書の各作成様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業」プロポーザル評価委員会委員との接触があった者
- ク ヒアリングに出席しなかった者

### (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

### (5) 契約書作成の要否 要す

- (6) 本プロポーザルは、令和5・6年度横浜市一般競争有資格者名簿（物品・委託等）に登録が認められることを事業実施候補者の特定条件とする案件とします。当該有資格者として認定されるまでの間、事業実施候補者の特定候補者となり、認定されない場合は、事業実施候

補者として特定されません。

- (7) 本プロポーザルに係る契約は、プロポーザル評価の結果通知後に契約書を締結することによって確定するものとします。